

社会福祉法人滋賀県共同募金会守山市共同募金委員会  
地域福祉活動助成事業実施要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、地域福祉の推進を目的に守山市内において、活動する団体等に対して、社会福祉法人滋賀県共同募金会守山市共同募金委員会（以下「本会」という。）が行う地域福祉活動助成事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象施設・団体)

第2条 助成対象施設・団体は、守山市内で地域福祉の推進を目的として活動する社会福祉法人、NPO法人、学区社協、地域団体、福祉団体およびボランティア団体とする。

(助成対象事業)

第3条 助成対象事業は別表に掲げる事業とする。

(助成額)

第4条 助成額は別表のとおりとする。

(申 請)

第5条 助成を受けようとするものは、共同募金助成金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、社会福祉法人滋賀県共同募金会守山市共同募金委員会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書・収支予算書（別記様式第2号）
- (2) 見積書の写し
- (3) 団体の活動内容が分かる資料
- (4) 年間事業計画書（別記様式第3号）（会長が必要と認めた事業のみ提出）

(審 査)

第6条 前条の申請があったときは、必要に応じて調査を行い、審査委員会にて審査を行い、その審査結果を社会福祉法人滋賀県共同募金会（以下「県共募」という。）に共同募金助成金交付決定通知書および審査結果一覧表（別記様式第4号）により進達するものとする。

(助成の決定)

第7条 助成金額の決定は、県共募から、本会へ地域助成額の決定があつてから会長は、共同募金助成金交付決定通知書（別記様式第5号）により通知するものとする。

(助成金の交付)

第8条 助成金の交付は、前条の通知を受けた助成金交付決定団体から会長に提出された助成金交付請求書（別記様式第6号）に基づき概算により交付し、共同募金助成金振込通知書（別記様式第7号）により振込送金した旨通知する。

(助成事業の変更)

第9条 助成金交付決定団体は、助成金の交付申請に係る事項に変更が生じた場合において、変更事項を記載した書類を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(助成事業の完了報告)

第10条 助成金交付決定団体は、助成事業が完了したときは、事業完了報告書(別記様式第8号)に次に掲げる書類を添付し、会長に提出するとともに、助成金の精算をしなければならない。

- (1) 収支決算精算書(別記様式第9号)
- (2) 領収書の写し
- (3) 年間事業報告書(別記様式第10号)(会長が必要と認めた事業のみ提出)
- (4) 寄付者へのメッセージ・事業実施写真(別記様式第11号)
- (5) その他事業に関する資料

2 会長は、助成金を確定し、確定通知書(別記様式第12号)により、助成を受けた団体に通知するものとする。

3 本会は、必要があると認めるときは、助成をおこなった団体に対して調査を行うことができる。

(広報の義務)

第11条 助成を受けた団体は、助成金の使い道に関し、住民への周知に努めなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるほか、助成金交付に関して必要な事項は本会の会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。